

医療法人南溟会 宮上病院  
居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)事業所  
運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人南溟会 宮上病院（以下、「事業所」という。）が行う居宅療養管理指導（及び介護予防居宅療養管理指導）の事業（以下、「事業」という。）は、利用者が要介護状態（又は要支援状態）にある者（以下、「要介護者等」という。）となった場合においても、療養上の管理及び指導を行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

1 指定居宅療養管理指導は、要介護者等がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 自らその提供する指定居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

3 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上の必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行う。

(事業の運営)

第3条 指定居宅療養管理指導の実施に当たっては、居宅介護支援事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係区市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人南溟会 宮上病院 指定居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）
- (2) 所在地 鹿児島県大島郡徳之島町亀津 7268

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 医師 1名以上

医師は、居宅を訪問し、医学的観点から、居宅介護サービス計画の作成等に必要な情報提供及び介護方法についての指導・助言、利用者家族に対する療養上必要な事項の指導・助言を行う。

- (2) 薬剤師 1名以上

薬剤師は、医師、歯科医師の指示のに基づき、居宅を訪問し、利用者又は家族に対し、服薬指導等を行う。

(営業日及び営業時間等)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日まで

ただし、祝日及び12月30日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

- (3) 上記営業日・営業時間以外でも電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅療養管理指導の内容)

第7条 指定居宅療養管理指導の内容は次のとおりとする。

- (1) 要介護者または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。

(2) 居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を提供する。

- (3) 要介護者または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を行う。
- (4) その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

(利用料その他の額)

第8条 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は介護報酬の告示上の額とし、当該指定居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスであるときには、その額に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 事業所は、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、下記の支払いを利用者から受けるものとする。

- (1) 診療時間外、休日、夜間等、緊急時の移動に伴う交通費 タクシー代等実費

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、徳之島町・天城町・伊仙町とする。

(緊急時における対応方法)

第10条 従業者は指定居宅療養管理指導のサービス提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

2 前項における対応を行った場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(相談・苦情対応)

第11条 指定居宅療養管理指導に関する利用者の要望・苦情等に対し、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

2 前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から5年間保存する。

[相談窓口]

・宮上病院 医療相談室	電話：0997-82-0002
・(町)	
徳之島町介護保険課	電話：0997-82-1111
伊仙町介護保険課	電話：0997-86-3111
天城町介護保険課	電話：0997-85-5348
・(県)	
鹿児島県庁保健福祉部介護保険課	電話：099-286-2687
大島支庁地域保健福祉課	電話：0997-57-7246
・(保険者)	
鹿児島県国民健康保険団体連合会	電話：099-206-1024
・(その他)	
鹿児島県福祉サービス適正運営化委員会	電話：099-286-2200

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じるものとする。

- 1 虐待の防止に関する責任者を選定し、及び設置する。
- 2 成年後見制度の利用を支援する。
- 3 事業所において、従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的実施する
- 4 利用者に対する虐待の防止のための指針を整備し、対策を検討するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(感染症対策に関する事項)

第13条 事業者は、事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように、次の措置を講じるものとする。

1 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について事業者周知徹底を図る。

- 2 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。
- 3 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定に関する事項)

#### 第14条

- 1 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(事故処理)

第15条 訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、千葉県、市区町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行い、事故の状況及び事故に際して採った処置の記録などの必要な措置を講じる。また、利用者に対し、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(事故発生時の対応)

#### 第16条

- 1 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに鹿児島県、市区町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 2 サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 前項の損害賠償の為に、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第17条 利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を順守し適切な取り扱いに努める。また、利用者及びその家族の個人情報の利用に際しては、利用者及びその家族からそれぞれ同意を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第18条 事業所は、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 従業員は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定居宅療養管理指導等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人南溟会 宮上病院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、介護保険法に基づく許可の日から施行する。
- 2 令和6年4月1日 次事項を改正し施行する。  
第11条から17条条文を追加する。